



# 部落差別 解消推進法



を

知っていますか？

～部落差別の解決に向けて～



## 部落差別って何？

- 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。
- かつての被差別部落に生まれ育ったという理由だけで、交際を避けたり、結婚をとりやめたりするなど、基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。



## 今でも差別はあるの？

### 結婚や就職における差別

被差別部落出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職の際不利な取り扱いを受けるなど、偏見に基づく差別が存在しています。

### インターネット上の書き込み

インターネットの匿名性を悪用して、特定の地域を被差別部落であると指摘するなど差別的な書き込みが増加しています。



### 土地差別

土地の売買に際して行政機関や不動産業者に、特定の土地が被差別部落内かどうか尋ねるといった事象が発生しています。

### 身元調査

偏見や差別意識に基づき、本人の知らないところで戸籍謄本や住民票の写しを不正取得する事件が発生しています。

# 部落差別解消推進法の概要

(平成 28 年 12 月 16 日施行)

## 1 目的(第1条)

- 部落差別は現在も存在している。
- 基本的人権を保障する日本国憲法の理念に則り部落差別は許されない。
- 部落差別を解消することが重要な課題である。



部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現

## 2 国・地方公共団体の責務

### 相談体制の充実(第4条)

- ・ 国は、相談体制の充実を図る。
- ・ 地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて相談体制の充実を図るよう努める。

### 教育及び啓発(第5条)

- ・ 国は、教育・啓発を行う。
- ・ 地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて教育・啓発を行うよう努める。

### 実態調査(第6条)

- ・ 国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態調査を行う。



埼玉県 Mascot  
「コバトン」「さいたまっち」

差別をなくす第一歩は、被害者の悲しみがどんなものか考えることからです。

自分がされて嫌なことは、他人にもしないことが大切です。

# 部落差別を解消するために正しい知識を得ましょう

県では、市町村や県内企業等が行う啓発事業を支援するため

- ① 人権・同和問題研修会への啓発講師の派遣(無料)
- ② 人権啓発 DVD 等の貸出し(無料)
- ③ 啓発冊子の提供(無料)

を行っています。是非ご活用ください。

問い合わせ先：埼玉県県民生活部人権推進課  
電話：048-830-2258

# 差別を受けたら、見かけたら迷わず相談しましょう

## 人権相談

機関名	連絡先	主な内容	相談日・相談時間
さいたま地方法務局 人権擁護課 さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	☎048-859-3507	女性、子ども、 高齢者、障害のある人、 同和問題等 人権関係全般	月～金 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
久喜支局 久喜市本町 4-5-28	☎0480-21-0215		
越谷支局 越谷市東越谷 9-2-9	☎048-966-1321		
川越支局 川越市豊田本 1-19-8	☎049-243-3824		
所沢支局 所沢市並木 6-1-5	☎04-2992-2677		
熊谷支局 熊谷市筑波 3-39-1	☎048-524-8805		
東松山支局 東松山市加美町 1-16	☎0493-22-0379		
秩父支局 秩父市桜木町 12-28	☎0494-22-0827		
〈みんなの人権110番〉 ※最寄りの法務局・地方法務局 へつながります。	☎0570-003-110 ※一部のIP電話からは御利用 できない場合があります。		

### ●インターネットによる人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。

インターネット人権相談

🔍 検索

<http://www.jinken.go.jp/>